

日本学術会議の組織・ガバナンスに係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法の規定	その他
国際活動	<p>○日本学術会議法</p> <p>第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。</p> <p>2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。</p> <p>○日本学術会議会則 (国際活動)</p> <p>第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。</p> <p>一 学術に関する国際会議等への代表の派遣</p> <p>二 学術に関する国際会議の主催及び後援</p> <p>三 二国間学術交流</p> <p>四 アジア学術会議に関すること。</p> <p>五 その他会長が必要と認めるもの</p> <p>2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。</p> <p>●日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規(日本学術会議第1回幹事会決定) (共同主催の決定)</p> <p>第34条 会長は、前条の審議結果に基づき、幹事</p>	<p>(会議の業務)</p> <p>第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>四 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。</p> <p>(協力の求め)</p> <p>第四十条 会議は、第三十七条に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、政府に対し、資料の提出、意見の開陳又は説明その他の協力を求めることができる。</p> <p>(国際団体への加入)</p> <p>第四十一条 会議は、第三十七条第四号に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入することができる。この場合において、国際団体に加入することにより会議が当該国際団体に対して会費その他の費用(内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。)を負担する義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p>	

	<p>会の議決を経て共同主催の候補を決定する。</p> <p>2 共同主催の候補となった国際会議は、閣議口頭了解を得ることとする。</p> <p>3 会長は、前項の口頭了解をもって共同主催を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。</p>		
<p>学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ</p>	<p>○日本学術会議法</p> <p>第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。</p> <p>一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。</p> <p>二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。</p> <p>※詳細は、「日本学術会議主催学術フォーラムの選定及び実施について」、「日本学術会議の運営に関する内規」「サイエンスカフェに関する今後の対応について」(いずれも幹事会決定)等において規定。</p>	<p>(会議の業務)</p> <p>第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。</p> <p>二 大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。</p> <p>三 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。</p> <p>四 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	